

令和6年度 富谷市立富谷中学校西成田教室入室要項

富谷市教育委員会

[1] 募 集

1 申請資格

富谷市立中学校に在籍する生徒のうち、次の各号のいずれにも該当する者が、富谷市立富谷中学校不登校特例校西成田教室（以下「西成田教室」という。）の入室選考に申請することができます。

(1) 富谷市に居住していること。

（申請時に富谷市に居住していない場合は、入室予定日までに居住することが確認できる書類の写しの提出が必要）

(2) 病気や経済的な理由を除き、年間30日以上欠席をしている児童

※年間30日未満の不登校傾向の生徒でも入室適当と判断する場合があります。ご相談ください。

(3) 西成田教室の少人数の授業で学びたいという意思がある生徒

2 募集定員

各学年在籍が6名に満たない場合において、6名に達するまでの人数

（最新の状況につきましては、市教育委員会にお問い合わせください。）

3 通学区域

富谷市全域（富谷中学校区外からの入室は指定校変更となります。）

[2] 申請の手続き

(1) 申請書類

イ 申請者が体験入室の際に用意するもの

① 西成田教室体験入室申込書

ロ 申請者が体験入室の後、正式に申請する場合に用意するもの

② 西成田教室入室申請書（様式第1号）

③ 申請時に富谷市に居住していない場合は、編入予定日までに居住することが確認できる書類の写し（住宅の売買契約書、賃貸借契約書等）

ハ 学校が用意するもの

④ 西成田教室入室に係る意見書（様式第2号）

(2) 申請書類の提出方法

申請者は、在籍する学校長に上記(1)イ①の書類を提出してください。申し込みを受けた学校長は、上記(1)イ①の書類に経由印を押印の上、市教育委員会に提出してください。

申請者は、体験入室を行った後、申請をする場合には、在籍する学校長に上記(1)ロ②及び③の書類を提出してください。申し込みを受けた学校長は、上記(1)ハ④の書類を作成し、上記(1)ロ②及び③とともに市教育委員会に提出してください。

(3) 申請書類の受付期間

申請書類（西成田教室体験入室申込書）の受付期間は、次の期間とします。各期間後の選考に

より当該学年が募集定員に達した場合は、その後の期間の受付は終了となります。

第1期 令和6年 5月27日（月）から令和6年 5月31日（金）

第2期 令和6年 8月26日（月）から令和6年 8月30日（金）

第3期 令和6年10月28日（月）から令和6年11月 1日（金）

第4期 令和7年 1月 8日（水）から令和7年 1月10日（金）

第5期 令和7年 2月 3日（月）から令和7年 2月 7日（金）

〔3〕体験入室及び面接

体験入室を申し込んだ生徒の体験入室を2週間実施します。また、生徒及び保護者の面接を体験入室の前後で行います。体験入室と面接は、入室することが適切か判断する選考の資料とします。

体験入室及び面接の実施日など詳細の案内通知は、学校を通して、体験入室を申し込んだ生徒の保護者に連絡します。体験入室は、申請の前であり、学籍の異動はありません。

〔4〕選考方法

選考のため、西成田就学委員会を置きます。申請者の選考は西成田就学委員会による申請書類の審査、面接の結果に基づき、市教育委員会が申請者の状況や意思、体験入室及び面接での様子などから総合的に判断します。

〔5〕選考結果の通知

市教育委員会は、入室申請を行った保護者及び在籍校長に対し、選考の結果について、親展文書で送付します。

〔6〕入室説明

市教育委員会から入室を許可された児童生徒及び保護者は、富谷中学校長の指定する日に入室に関する説明を受けてください。後日、在籍校を通してご案内の文書を送付します。

〔7〕指定校変更等手続き

富谷市立富谷中学校区外の中学校から、西成田教室に入室をする場合、入室選考結果通知を受けた日から1週間以内に、「就学すべき学校の指定変更について」様式第4号（第7条関係）を市教育委員会に申し立てを行ってください。該当する保護者には、本様式を入室選考結果通知と一緒に送付します。

また、富谷中学校以外の中学校から転校して西成田教室に入室する場合は、通常の転校手続きを学校間で行います。転校により必要となる校納金関係や他の確認事項については在籍校からお知らせをします。

〔8〕教室の見学

西成田教室の見学は随時受付を行います。見学の申し込みは市教育委員会に行ってください。富谷中学校と日程調整をした上で後日、申し込みをした保護者に電話連絡をします。

入室申請の流れ

保護者の動き

